

議 事 日 程 (第 3 号)

令和6年6月14日(金曜日) 午後2時47分 開議(本会議)

※補正予算審査特別委員会

日程第 1 議第48号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)

日程第 2 議第49号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

※専決処分の審議及び採決

日程第 3 議第42号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認について

日程第 4 議第43号 遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 5 議第44号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 6 議第45号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 7 議第46号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 8 議第47号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

※条例案件の審議及び採決

日程第 9 議第50号 遊佐町犯罪被害者等支援条例の設定について

日程第10 議第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第52号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第53号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第54号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第15 議第55号 令和6年度平津配水池緊急遮断弁設置工事請負契約の締結について

日程第16 議第56号 スクールバス(大型)の取得について

※発議案件の審議及び採決

日程第17 発議第2号 令和6年度新道の駅建築基本設計にかかる提言の提出について

日程第18 発議第3号 議員派遣について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	遊 佐 亮 太 君	2番	伊 原 ひ と み 君
3番	駒 井 江 美 子 君	4番	今 野 博 義 君
5番	渋 谷 敏 君	6番	本 間 知 広 君
7番	那 須 正 幸 君	8番	佐 藤 俊 太 郎 君
9番	菅 原 和 幸 君	10番	土 門 治 明 君
11番	斎 藤 弥 志 夫 君	12番	高 橋 冠 治 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	松 永 裕 美 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	鳥 海 広 行 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	太 田 智 光 君	地 域 生 活 課 長	太 田 英 敦 君
健 康 福 祉 課 長	渡 部 智 恵 君	町 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	伊 藤 治 樹 君
教 育 長	土 門 敦 君	教 育 委 員 会 長 教 育 課 長	荒 木 茂 君
農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	小 林 栄 一 君
代 表 監 査 委 員	本 間 康 弘 君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門良則 議事係長 船越早苗 主査 佐藤明子

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後2時47分）

議長（高橋冠治君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

次に、遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会委員長に那須正幸議員、同副委員長に今野博義議員、以上のとおり互選されましたので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで総務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、私のほうから説明させていただきますけれども、議第49号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、町長からの提案理由の説明では、歳入歳出の総額を「16億300万円」と説明させていただきましたが、それについては「16億286万8,000円」に訂正させていただきます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 次に、専決処分の審議及び採決を行います。

日程第3、議第42号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） 私のほうから1点だけ確認をさせていただきます。総務課のほうです。歳入、款18繰入金、項3基金繰入金の目4義務教育施設整備基金繰入金、これが減額補正になっておりますが、これの要因、主なものあれば確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 義務教育施設整備基金繰入金のマイナス1,187円ということでございますけれども、これはこの基金の充当先の事業費の確定による減額ということでございます。それについて3つござ

いまして、まず小学校の施設改良事業の關係の遊佐小学校トイレ改修事業についてですが、これが事業費確定しましたので、この分、充当確定額から既決充当額を差し引いた金額がマイナス1,160万5,000円であります。続きまして、2つ目が中学校施設改良事業の遊佐中学校図書室照明LED化工事、これについても充当確定額から既決充当額を差し引いた金額がマイナス13万7,000円。3つ目が小学校教育用コンピューター整備事業ということで、コンピューターシステム整備委託料についてなのですけれども、これも充当確定額から既決充当額を差し引いてマイナス12万8,000円、以上この3つを足してマイナス1,187万円ということで補正させていただいたものでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） 今回の補正についても、小学校統合になって少し全体的にボリュームを多めに予算を取っていたというような説明があったと記憶しております。5年度1年終わって、大体そのベースというのができたかなというふうに思いますので、参考にしながら予算立てしていただければなというふうに思いました。

以上、私のほうからは終わります。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員の質疑を終わります。

1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） 歳入のほうなのですけれども、8ページの10款地方交付税1億217万5,000円が特別交付税で入ったと、交付額の確定による増額というふうに概要書から拝見しておりますけれども、こちらの歳出のほうではどちらの項目が該当するのかを教えてくださいませんか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） これは、特別交付税の交付額確定による増額ということで1億217万5,000円ということでございますけれども、まず特別交付税、様々なものに適用になっておりまして、今ここで具体的に何かと言われると、手元に資料がないものですから、申し上げることできないのですけれども、様々な事業に充当されているということでございます。

議長（高橋冠治君） 総務課長、資料を早速用意するように……池田副町長。

副町長（池田与四也君） お答えをします。

毎年3月に専決処分増額補正をさせていただいておりますが、特別交付税のルールがございまして、1つにはルール分というものがございまして、2つ目に特殊財政需要分というものがございまして、この2つ目の特殊財政需要分というものが3月交付とされておりまして、これ実績調査によるものでございまして、遊佐町では、主にとってもいいかと思いますが、松くい虫防除対策事業に代表される特殊財政需要分の交付額、これ積算内容については必ずしも詳細に県では公表していないのですが、言わばつかみみたいなどころがありまして、これが最終、県の決定によりましてこの時期に交付されるという数字でございまして、何に使っているかというのは、松くい虫防除が主な理由ではあるのですが、それにかかる経費が主な理由であるのですが、必ずしもそれにイコール充当しているというものではなくて、一般財源として全体の財源調整の中で充当になっているというものでございまして、

以上です。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） ありがとうございます。そうすると、一般財源の補正額の財源内訳、歳出のところで特定財源と一般財源とに分かれておりますけれども、基本的には一般財源のほうにこちらは充当されるということで理解いたしました。ありがとうございます。

続きまして、歳出のほうで、10ページ、3 款民生費のところでは3 億円の積立金、福祉基金積立金というふうに記載あるのですけれども、この積立金は何に使われるものになるのかを教えてくださいませんか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、福祉基金積立金ということで3,000万円でございますけれども、これについては新総合福祉センターの、新しくもし建てる場合なのですけれども、総合福祉センターの建設に伴う補助等の資金準備のため、積み立てている積立金でございます。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 3 億円ではなく3,000万円でした。失礼いたしました。新総合福祉センターを今後立ち上げるかもしれないということで、私ちょっと引っ越してきたばかりで、正直その辺の経緯が分かっておりませんので、ちょっと一旦理解しましたので、私の質疑については以上とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） すみません、先ほど総合福祉センターに限定したものというようなちょっと発言してしまったのですけれども、この基金については福祉施設の整備事業に要する経費のための基金ということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて1 番、遊佐亮太議員の質疑は終了しました。

4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） 私からも質疑をさせていただきます。

所管につきましては産業課になります。12ページ、7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、12 節委託料、説明の欄が第二次キャッシュレス決済導入促進支援事業委託料ということで、今回の補正で、専決のところでは1,239万6,000円の計上がございます。もともと当初の予算としましては6,369万7,000円、1 月補正で計上されていたと思うわけですけれども、今回総額として、トータルしますと大体7,600万円ほどの予算規模ということになるかと思っております。行政報告書から見ますと、こちらの還元額、いわゆる使ってくださいの方に対する還元額6,598万円ということと、実際に決済された額、町内でペイペイが使われたという額が3 億4,176万円ということで記載がございますけれども、予算規模と還元額との差額がちょっと発生しておりますので、ここの詳細の説明をお願いしたいのが1 点。

それから、こちらあくまでも名目上としましてはキャッシュレス決済導入促進、以前にもこれ質疑させていただいたわけですけれども、あくまでも促進を促すための委託料というような名目になっておりまして、前回開催しましたときにはペイペイを導入されている町内の事業者、120件ちょっとということでお聞きをしておりましたが、今回その辺りの件数についても併せてお聞きをいたします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

第二次キャッシュレス決済、ペイペイの事業委託料、今回の専決処分の中では1,239万6,000円、この補正額と合わせまして、ページは4ページになりますが、繰越明許ということで7,592万8,000円を実際予算を繰越しさせていただいたということでありまして。この専決処分の時期、3月末ということでありましてけれども、ペイペイがまだ3月、皆さんもご承知のとおり、3月末までの期間で行ってまいりましたので、この補正の段階ではあくまでも見込みということで計上させていただいたところではございます。実際5月にならないと3月分の決算といいますか、実績が全部まとまらないということもございまして、この3月の時点では多少多めにといいますか、不足ということにならないというところで、ちょっと多めに補正をさせていただいたというところがまず現状としてあります。最終的には、今議員おっしゃられた行政報告のほうに不用総額というのが6,598万幾らという金額出ておりますけれども、このペイペイの事業に関わる全体事業費としましては、そこにプラス手数料等が含まれまして、最終の金額としては6,968万9,325円が最終のペイペイに関わった金額。しかしながら、繰越しした額よりは差額が出ておりますが、その分については不用額というふうになるということをご理解をいただきたいと思っております。また、事業者の数のご質問もいただきましたけれども、今回の3月期における事業者は124ということで、実は前回、秋と変わっておりません。ただ、同じ業者ということではなくて、二、三のプラス・マイナスもあったということで、結果的に124ということでありまして、我々目標としている数字にはまだ少し遠いのですけれども、現状としてはそういう結果だったということでありまして。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。7,600万円ほどの予算の中で、実際は6,968万9,325円ということで、まず予算内でまとまったと。年度末ということもありましたので、多めに取られたということで理解をいたしました。先ほどの業者の件数、プラス・マイナスも含めて124件というお話がございました。決済額3億4,000万円ということで、ペイペイ使われた町内での売上高3億4,000万円ということではあるのですけれども、これはあくまでもこの124件に限定された売上げという形になろうかと思っておりますので、今後につきましてもし同じように開催するようなことがあるのだとすれば、やはり偏った業者、そういったところも含めたところで、今後の事業としては検証も踏まえた上で計画をしていただくように進めさせていただきたいなど。あわせて、不用額も、これ多分町内の方だけに限らないということになろうかと思うので、そこも踏まえて事業計画のほうをお願いしたいというふうに思います。

次に、参ります。12ページになります。教育課になります。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、説明の部分でいきますと燃料費ということになろうかと思っております。減額で470万円、マイナスということで計上がありますけれども、こちら最終的に470万円、月額にするとまず40万円近くということになるのだと思うのですが、最後の最後にこの470万円減額になった大きな要因というのをお聞かせいただけますか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの燃料費につきましては、小学校の施設管理用の施設管理費というようなことで、主なものは小学校の暖房用の灯油代ということになります。令和5年度の予算計上に当たりまして、こちらのほうは遊佐小学校で使っている灯油の必要量、それから統合に伴うということでもありますけれども、ほか4校の施設分の灯油の量も、それを6割分としてちょっと計上させていただいておりました。あとその他学校で使う、用務員さんたちが草刈りで使う草刈り機用のガソリン代ですとかLPガスとか、そういったものがございますけれども、その中で、去年は暖冬ということもありましたし、旧小学校分というのが、結局それもこの予算で見えていたのですけれども、そういった部分が余ったというようなことで、当初予算が743万3,000円ということで見込んでおったのですけれども、実績の見込みの額を算定しましてこの金額を減額補正させていただいたというようなことでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。お話を伺いますと、確かに今年暖冬だったということがありまして、燃料使わなかったのかなというところはあるのですが、先ほどの6番議員のお話の中でもありましたけれども、まず小学校統合して1年ということになるわけですので、予算組みに関しましては大きく取っておくということではなくて、やはり実績を基に進めていただければというふうに考えております。

最後の質疑になります。同じく14節になるのですけれども、施設改良工事費、これも教育課の所管かと思うのですけれども、456万円の減額ということがあります。施設改良工事費ですので、これ当初予定したのだけれども、やらなかったものがあるという理解になるのでしょうか。詳細をお聞かせいただければと思います。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらのほうは、遊佐小学校の低学年棟のトイレ改修工事に当たる予算、工事費でございまして、当初予算1,600万円で見込んでおりました。これを当該年度に実施設計を行いまして、精査した結果、もっと安く事業ができるというようなことで、実際設計価格が消費税も入れますと1,183万円ほどでした。さらに、入札で落札金額が、これが消費税を含めて契約金額で1,144万円というようなことで額が確定しまして、当初1,600万円で見えていたものですから、事業費確定によるその差額分456万円を減額させていただいたというようなことでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて4番、今野博義議員の質疑は終了します。

5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） それでは、私からは事項別明細書でいうと11ページ、林業費、1目の林業振興費、24節積立金234万7,000円、森林環境譲与税活用基金積立金についての質問をさせていただきます。

まず、こちらについては、国が森林整備を実施するに当たり、市町の支援等に関する経費の財源に充てるためにこの基金を設置したということで、2019年、森林環境法の成立に基づいて設立された基金でございまして、森林環境譲与税は森林整備を進めるために国から全国の自治体に交付されているものと定義し

てございます。令和5年度については、約1,234万円の積立てで、558万円を取り崩して、残高として約2,417万円計上してございます。こちらにつきましては、財源が全額国庫から成っている中でございまして、5年度末の残高が2,000万円以上積立てとなっている状況からお聞きいたしますが、こちらについてはホームページ等見ますと他県の例でも半分以上が活用されていないという、このような状況が問題になっているように見受けられております。まず、質問の1つ目でございますが、このことに関して、積立金に当たって、この森林整備事業の計画とその実施内容についてどのようにされているかお伺いします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

森林環境譲与税活用基金積立金からのご質問でありましたけれども、この森林環境譲与税につきましては令和元年度から国から前倒し、今年度から森林環境税ということで年間1,000円ずつ税金が今度かかるということになっているわけですが、それとセットで始まったものであります。森林環境譲与税については令和元年度から前倒しで国から市町村に交付されているというものであります。基本的に森林整備というところではありますが、令和2年の4月から森林経営管理制度というものが創設されているところでもあります。これまでの森林整備は、いわゆる森林所有者が自ら行ったり、事業所に委託をしたりして森林の経営管理を行ってきたわけですが、なかなか、農地と同じであります。森林も放置されている、手が加えられていない森林が増えているという中で、適切な管理をするために、間を取るというような形ではありますが、市町村が今度希望する所有者の方から受託をするような形で森林管理を行っていくという制度が今動き始めているところでもあります。そういう意味合いがあつて本町でもこの森林環境譲与税については一定程度積立てをしてきたという経過で、現在2,400万円ほどの積立てということになっておりますけれども、ただこれまで全部積立てをしてきたわけではございませんので、本町においてもこれまで、先ほど申しました森林経営管理制度、これからそういう制度にしっかりと移行していくために、令和4年度、5年度については県が事業主体ではありましたが、航空レーザー測量などを行って森林の実態の調査を行っている、分析を行っているところでもありますので、そういうものに、町として県が行った事業に負担金として拠出をしたり、あとは海岸林で、いわゆる網かけになっていない換地の部分の松くい虫の被害木の伐倒、具体的には海岸、青塚、服部興野付近辺りに国有林でもなく民有林でもなくというような土地等がございます。そのようなところでの松くい虫の伐倒ですとか、あと植林をしたところの防風柵の設置とか、そのような事業をこれまで行っているところでもあります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 今説明をお聞きしますと、森林の経営管理制度に基づいてこちらの基金を使ってきたという、そのような内容でございまして、また一方では、県の防除に該当しない、そういったところについても松くい虫防除を行ってきたというところでもあります。なぜ私がこのことにこだわるのかというところで、さきの12月の定例会のときでも質問いたしました。やはり松くい虫防除、こちらについては沿岸林、特にこういったところが課題になっているというところはお話をさせていただいたわけですが、それに限らず個人の所有であったり、今課長がおっしゃるようになどにも属さない、そういったところの部分のクロマツ被害も増えていっているという、そういう中でございます。こちらがまず見たところ、思

うように進んでいないというところが見てとれたという、そのような理由でございまして、森林に関しては松くい虫に限らないで、やはり水源の涵養や国土の保全、あるいは地球温暖化防止の面で植栽や保育の整備などを行わなければならない事業もたくさん抱えてございます。見たところ、本当に残高がこのように多くあるというのは、なかなか我々から見ればもったいないなという、そういう思いがあります。こういった制度でございますから、使う用途は必ず限定されるものではありませんが、今言われたように空白地帯の松くい虫も防除できるのであれば有効に使っていただきたいなというふうに本当に切に思うところがあります。あとは、町の単独の予算で各個人が持っておられる、そういった町の補助制度もありますが、たしか前はこれをどれほど使っているのですかと言ったら、1件しか使われていないという、そういう残念な回答をいただいた記憶もございますので、まずは非常に課題が多い森林整備ではありますが、有効に使ってもっと、全国的にこれだけ残高があるというのは当町だけではないようございまして、これがこのようにあるというのは制度自体の問題もあるというふうに思いますし、どのように有効に進めていくかというところは、国としても県としてもそれは課題であろうなというふうに切に思うところでございます。このところについては、ぜひぜひ町の森林がよくなるように有効に使っていただければありがたいなというふうに思います。

まだ私の質問が許される部分があるようですので、もう一点質問させていただきたいというふうに思いますが、4款の衛生費、3目環境衛生費、24節積立金739万9,000円、環境保全基金積立金、こちらについても同様のことではあるのかなというふうに思いますが、まずこれについても前年度とほぼ同様の積立金として計上してございます。令和5年度については、793万円を積み立てて、1,176万円を取り崩し、残高として約5,273万円があります。今年度も基金からの繰入れ後に739万9,000円を積立金として計上しているという、このように残高が5,000万円以上もあるという中身でございます。これについても、これは財務のほうとの問題もあるのかもしれませんが、同様に環境保全に関する、いわゆるこちらの定義については、生活型の公害や地球環境保全への対応、快適で潤いのある生活環境や身近な国民ニーズに対応するという、そのような定義でございますので、どの市町村にもこれは当てはまる、我々の身近な問題であろうというふうに考えます。このようなことから、環境保全に関する整備、知識の普及、実践活動の支援といった事業目的に対する町の具体的な活動というのはどのように行われたのか。

それから、先ほど来申し上げているように、残高と積立金の計上額からするともっと事業を広げて町の生活環境を整備する必要があるのではないかなというふうに思いますが、こちらの所見をお伺いして、私の質問を終わります。

議 長（高橋冠治君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） おっしゃるとおり環境保全事業、あるいは環境美化活動等に適切に充当していくと、そういう基金であろうかと思っております。まず、この基金の積立てというのは、毎年ここ数年、3月の専決処分で行っております。というのは、陸上風力事業者から最近定例的にご寄附をいただいております。その際は広報掲載もたしかになっていたかと思っております。贈呈の様様を。その記事でも紹介をさせてもらっているかと思っておりますが、いわゆるありていに言えば環境保全事業にしっかりと充てて有効に使わせていただきますというようなことなわけでありまして。これまでも一番得意なところ、遊佐町らしいところでは、岩石採取の関係の経費に充てさせていただいたと、そのときには取り崩したというものでござい

ます。ちょっと最近の事例、すみません、私どのような有効活用を図ってきたかって、ちょっと浮かびません。すみません。もしその辺の詳細を伝えることができたら。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 環境保全基金の充当先でありますけれども、まず企画課のほうの水環境保全事業、あと産業課のほうの地球温暖化対策事業費、あと同じく産業課のほうの松くい虫防除事業、あと産業課のほうの保全松林健全化整備事業、あと地域生活課のほうの動物相談・指導事業ということで、そちらのほうに充当させていただいております。

議長（高橋冠治君） 以上をもちまして5番、渋谷敏議員の質疑は終わります。

7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 私のほうからも少し確認のため質問させていただきたいと思います。

初めに、産業課のほう、先ほどから2次キャッシュレスのキャンペーンのお話が出ておりましたが、今回かなりのご利用があって、かなりの町への潤いがあったというふうに思いますが、その中で統計的に、分かる範囲で結構ですので、県外からの利用者の方が増えたのか、もしくは町内での需要が増えたのか、その辺のところ、分かる範囲でいいので、教えていただければありがたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今回の3月期におきますペイペイキャンペーンの効果検証ということで、ペイペイのほうからもいただいているものはあるのですが、町内、町外、どちらかというところではなくて、そこまでの区別といたしますか、地域別ということで、遊佐町民についてもキャンペーン期間前に比べれば270%利用率増と、遊佐町民以外では340%増というような数字は出ているのですが、どちらが伸び率がよかったというところまでのちょっと分析はないというところで、ただいまの町民、町民以外の伸び率というところだけしかちょっと数字は持ち合わせてはおりませんので、ご了承願いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 町内でも町民の方が270%の伸びがあるという、その中でちょっと伺いたいのですが、その伸びた要因というか、スマホを持つ台数が増えたとか、そういった用途の目的がちょうどいいタイミングだったとか、一番最初の1回目のときはやはり予算が足りなくて途中で終わってしまったという経緯がありました。その後は、こんなには伸びていなかったのかなど。かなり今回はキャッシュレスが予算的にも伸びているように見えたので、町内で町民の方々が利用する上での何か町のほうでいろいろ施策とか仕掛けがあったのかなと思ったので、その辺もしあればお聞きしたいと思いますので、なければいいので。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今回3月期におけるペイペイキャンペーンにおきましては、ユーザー数、1人当たりの利用回数、人数含めて結構伸びているというところ、そんな中で特に町のほう、我々のほうで注目したのは、60代以上の伸び率が非常に高かったと。全体のバランスで言えば、やはり一番多いのは40代、50代の方々のパーセンテージが一番高くなるのですが、分析としては60代の方の伸び率がすごく高かったということで、これに

つきましては町のほうでもペイペイのキャンペーンの前にペイペイの操作方法の勉強会といいますか、講習会しておりますし、また総務課のほうでも行っているスマホ道場とか、そういうところも、はっきり根拠はないのですが、影響をしているのかなというふうに分析しているところでもあります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 今課長がおっしゃったように、スマホ道場とかいろいろな講習会等行っていて、はっきりしたことは言えないが、伸びていると。40代、50代の方々も多かったのだが、特に伸びているのは60代の方々伸びていると。少しずつデジタルが使いやすくなってきているような形が見受けられますので、そういったことも含めて、取った予算が使い切って足りないくらいが本当はちょうどいい、またこういうふうに増額することで皆さんに還元できるというところはあるのかなと思います、やはりそういったところも含めて、予算の使い方これからもしっかりと検証しながら行っていただければいいのかなと思います。よろしくをお願いします。

つきまして、教育課のほうにお聞きしたいと思います。明細書の12ページですけれども、款10の教育費の7の通学対策費、この中で10の需用費で13万円の修繕料とありますが、この内訳をお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） 答えいたします。

こちらの部分ですけれども、スクールバスの運行管理費として計上している修繕費、主に言いますとバスの修繕にかかる費用でございますけれども、こちらのほうが今のバスの台数の増加ですとか、それから8台のバスがもう10年以上たっていると、そういう経年の部分などで修理が必要な場所を修理してまいりました。そちらの修理にかかる費用がちょっと不足してしまったというようなことで、児童生徒の安全、安心に関わる部分でございますので、補正させていただきまして対応したというようなこととなります。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて7番、那須正幸議員の質疑は終了します。

8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） それでは、12ページの款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節14工事請負費、防火水槽設置工事費740万円の減となってございます。これのご説明をお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 防火水槽設置工事費マイナス740万円ということでございますけれども、これについては、最初、防火水槽の設置箇所についてなのですけれども、その変更に伴って、あと設計内容も変更した関係もあって、それに伴う減額ということでございます。設置する場所が鳥崎のところの防火水槽になるわけなのですけれども、鳥崎集落のちょうど南側のほうに設置するというので、JRの線路が鳥崎付近走っているわけなのですけれども、その線路から5メートル以上離れていて、少し低いところに最初造る予定だったのでしたけれども、そこにもし造る場合、JRの線路が崩れる可能性があるというので、JRのほうとの協議の中で矢板を打って工事をすることを要望された。そこに無振動、矢板を打つ25トンクレーンということで、それがそこに入れなかったため、結局そこに造るのはやめて、鳥崎集落の中央

付近にもともとあった防火水槽の内側に、防火水槽があるのですけれども、その内側に防火水槽を造るとい、そういうやり方で防火水槽を造ったため、工事費等の減額が出てきて740万円の減額になったということでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 今のご説明ですと、新設予定の場所が諸般の事情で新設ができなくなったので、旧来の場所を改造したという理解でよろしいですか。その際に貯水量が多分変更になったと思われませんが、貯水量は万一の場合に対する備え的には万全であるという理解の下で工事をやったという理解でよろしいですか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） そうです。議員お見込みのとおり、最初あった場所に造れなくなって、もともとあった場所に造ったものございまして、貯水量については40トンということで、これは計画に見合ったトン数ということでこちらのほうでは理解しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 今全町に199か所の防火水槽があるということを理解しております。この中で同じような工法で、新設ではなく、多分この工事は今までになかった工事だという理解をしますが、今後このような場合に新設ではなくてこういう工法も検討できるという、実験的なことではないと思いますが、実際こういう工法、工事を取ったわけですから、今後活用できるという理解でよろしいですか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、防火水槽の内側にまた防火水槽を造るとい、こういうやり方は、場所がほかに確保できない場合よくやる工法ということでございました。ただ、造った場合、ちょっとトン数の関係もあるのだと思いますけれども、これまで以上に上のほうに出っ張ったような形の防火水槽になってしまうということございました。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて8番、佐藤俊太郎議員の質疑は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第42号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4、議第43号 遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第43号 遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5、議第44号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第44号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議第45号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第45号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7、議第46号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第46号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8、議第47号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第47号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第9、議第50号 遊佐町犯罪被害者等支援条例の設定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第50号 遊佐町犯罪被害者等支援条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第52号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第52号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第53号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第53号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第54号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

7番、那須正幸議員。

7番(那須正幸君) 恐れ入ります。申し訳ありません。私、所管ではありますが、議長の許可をいただいて質疑をさせていただきたいと思っております。

この条例変更の中で2,500円から3,000円に500円の変更をするということでありましたが、どういった経緯で500円の値上がりになるのか。管理人さんがいると思われませんが、一応この小屋に関しては町営でありました。その管理人さんの、説明受けておりますが、やはり手当といいましょうか、年度職員になっているのか、もしくはパート的なものになっているのか、そういったところをまずは確認したいと思っております。

まず2つ、よろしく願います。

議長(高橋冠治君) 渡会企画課長。

企画課長(渡会和裕君) お答えいたします。

こちらの山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということになりますが、具体的に申しますれば滝の小屋の使用料についてということになります。こちらを現在では使用料

としまして1泊大人が2,500円、使用料として納めていただいているわけですが、こちらを500円追加といたしましょうか、3,000円ということにさせていただきたいというものになりますけれども、こちらについては滝の小屋の使用料、今申しましたとおり、ほかの山小屋の宿泊料と比較すると現状でかなり低い単価設定となっております。利用される側にしてみますと、安価で使用できる魅力的な料金設定ということとなっておりますけれども、しかしながら昨今の人件費の高騰を見ますと、やはり管理人さんの労務に対する成果についても、対価についても考慮すべきであるというふうに思っております。管理人さんの意見も参考としながら、使用料を改正させていただきたいということでございます。管理人さんにつきましては、町から個人の方に対しての委託と、委託契約を結ばせていただいているという実情がございます。そうしますと、立場といたしましては、会計年度さんでもありませんし、町の職員でもないといったところでご理解をいただきたいと思っております。個人の方と契約を結ばせていただいているということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 内容的には理解をさせていただいたところであります。さきに頂いた資料の中には、毎年の利用客の推移もいただいております。令和元年が213人、令和2年が116人、令和3年が141人、令和4年が154名、令和5年が337名ということであります。多分これ委託料に関しましては、その利用客の中から、利用の頻度によって違うのかなという感覚がちょっとあるので、そこが1つと、あとはホームページを見ますと、滝の小屋の予約ページには3,000円と表示がなっていて、6月から料金が上がりましたという表示があるのですけれども、町のホームページと庄内観光サイトの中ではまだ2,500円になっていて、食事の料金も、現在は大人が宿泊が2,500円、子供が1,500円、それから食事が朝が1,400円、夜が1,600円になっているのですけれども、観光サイトの中では宿泊料が大人が2,500円、食事は朝1,200円、夜1,300円と、かなりばらつきがある表示になっておりました。この辺のところは、後で訂正していただくような形でお願いをしたいのですけれども、毎月例えば利用によって委託料が違うのか、あとは子供も500円上がるのか、もしくは子供、中学生以下の1,500円は現状のままでいくのか、そこを確認して私の質問終わりたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

滝の小屋の管理人さんにお支払いしている管理委託料の算定方法ということになりますが、こちらは滝の小屋の営業期間におきます使用料収入がございますけれども、ちなみに令和5年度の利用実績を申し上げますと、大人の方が336名、そのほか中学生以下の方が1名、337名の方からご利用をいただいております。これに相当する使用料につきましては、全て町の会計のほうに入れさせていただいているということでありますけれども、こちらの使用料に100分の65を掛けた数字、65%になりますけれども、使用料の65%にプラスしまして、4か月で24万円加えた額をお支払いをしているという実態でございます。それで、今回金額、使用料の訂正といたしましょうか、増額ということになりますと、こちらは大人の方の分を2,500円から3,000円、中学生以下の方の分の1,500円は変更しないでそのまま据置きということで想定をさせていただきます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） これにて那須議員の質疑は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第54号 遊佐町山小屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、原案のとおり可決されました。

日程第14、補正予算審査の結果の報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第48号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）のほか特別会計補正予算1件について、補正予算審査特別委員会、駒井江美子委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、駒井江美子委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（駒井江美子君）

令和6年6月14日

遊佐町議会

議長 高橋冠治殿

補正予算審査特別委員会

委員長 駒井江美子

審査結果報告書

令和6年6月12日、定例会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第48号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）

議第49号 令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

2. 審査の結果及び意見

令和6年度遊佐町一般会計補正予算ほか、1件の特別会計補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なもの認め、原案のとおり決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長（高橋冠治君）　　以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計2件を一括して委員長報告が行われました。委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君）　　ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第48号　令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君）　　ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第48号　令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君）　　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第49号　令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君）　　ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第49号　令和6年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君）　　挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第15、議第55号　令和6年度平津配水池緊急遮断弁設置工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君）　　ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第55号 令和6年度平津配水池緊急遮断弁設置工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第56号 スクールバス（大型）の取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） スクールバスの取得について質問させていただきます。

この案件見ますと2,372万330円ということで、消費税込みの契約に当然なると思いますが、一応最初にちょっと、この1円単位まで、通常で、私の経験ですと、大体の入札価格は円単位ではなくて何千円単位で止まるというのが普通の認識だと思っているのですが、基本的に割り算してもその額が円単位まで出るということになりますので、消費税前の課税の入札額の、何か入札の在り方といいますか、その辺について質問させていただきたいのですが。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの金額、取得予定価格なのですからけれども、入札の金額につきましては、この設計価格なのですからけれども、本体価格に、これは特別仕様も含むのですが、あとほかの諸経費、こちらについては例えばマイク設備とか、ドライブレコーダーですとか、スタッドレスタイヤとか、バスの塗装等、そういったものも含まれると思います。そういった経費、これは課税経費ということになりますけれども、本体価格とこの諸経費の合計額が入札のときの金額というふうになります。契約する際にはさらにそれに消費税がかかるのですけれども、あとはさらに非課税経費の部分、重量税等がかかりまして、契約金額につきましては入札した価格に消費税と、それから非課税経費、重量税等の法定経費を足した金額がこちらのほうの取得金額というふうになります。重量税が12万5,330円というようなことで金額がなっておりまして、そういったものを合計しまして、結局こういった10円単位の金額になっているというようなことでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） では、一応そこに重量税とかそういうものがあって、全てなっているということで理解をしました。というのは、私議員になってこれで3回目の議案の提案なので、全てが円単位までなっているものですから、その辺確認をさせていただきました。

それで、ちょっと今回の更新につきまして関連して質問させていただきたいのですが、今遊佐町で所有するスクールバス、ちょっとある方に確認をしましたら、現在13台であろうということでありました。基本的には大型が3台、中型が10台というその方の発言でございました。今申し上げたとおり、平成28年の2月の第510回臨時会、これが私の就任して以降、初めての更新でありまして、それ以降、自分なりのメモ

というか、記録からしますと、5台更新をしております。今回が6台目になるようです。ということは、約半数のバスが今回で更新になるということになるろうかと思えます。それで、12日の提案理由の説明の際、耐用年数を超えたために更新すると、そういうものでありました。昨年度で小学校が統合して、今までは中学生しか乗っていないバス、当然増えますので、児童分が増えるのであろうと、そういう認識であります。今回の更新は資料によりますと大型バス1台ということであります。確認事項の1つ目として、これは中型が大型になったのか、大型が大型に更新になったのかと、たしか前、コロナの令和2年頃に3密を避けるという意味合いでコロナ予算で購入したバスが2台だけあったと思えますが、これについてスクールバスの更新計画と申しますか、今半数が更新になったわけですが、その辺は実質更新計画みたいのがあっての今回の更新なのか質問させていただきます。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今回の更新につきましてなのですけれども、今回の更新、大型のバスを購入ということなのですが、今回は大型のバス、これ平成21年購入のバスがございます。それを今回更新するという事で、大型バスをまた大型バスに更新するというようなことと申します。大型バスが今現在3台あるのですけれども、逆に言えば3台しかないものですから、何かバスに不具合があったときにやはり対応できなくなるおそれがあるということで、まず大型に今回は更新させていただくこととしております。

今後のバスの更新の計画というようなことなのですけれども、それについては今年には大型の1台更新と。令和7年度につきましては、一番古い中型の、これは平成19年購入のやつがあります。あと平成21年購入の大型バスがあるのですけれども、7年度は中型と大型を1台ずつ更新したいということで考えています。あと令和8年につきましては、大型バス、平成21年度に購入したものがもう一台ありますので、こちらは中型への更新ということで考えております。その後につきましては、児童数、生徒数の推移、減少傾向でありますので、そういったものを見ながら、また令和11年度からそういった児童数、生徒数の減少に伴って路線の再編などもちょっと検討しております。そういったものを加味しまして、また更新の計画を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて9番、菅原和幸議員の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第56号 スクールバス（大型）の取得についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、原案のとおり可決されました。

次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第17、発議第2号 令和6年度新道の駅建築基本設計にかかる提言の提出についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議しておりますので、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18、発議第3号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、その専決を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、その専決を議長に委任することと決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第572回遊佐町議会6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後4時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和6年6月14日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 遊 佐 亮 太

遊佐町議会議員 伊 原 ひ と み